

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成30年4月1日
(第14期) 至 平成31年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪市北区中之島三丁目2番4号

(E04372)

目次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	9
第2	【事業の状況】	10
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2	【事業等のリスク】	11
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
4	【経営上の重要な契約等】	21
5	【研究開発活動】	23
第3	【設備の状況】	24
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	24
2	【道路資産】	27
第4	【提出会社の状況】	30
1	【株式等の状況】	30
2	【自己株式の取得等の状況】	32
3	【配当政策】	32
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	33
第5	【経理の状況】	43
1	【連結財務諸表等】	44
(1)	【連結財務諸表】	44
(2)	【その他】	84
2	【財務諸表等】	85
(1)	【財務諸表】	85
(2)	【主な資産及び負債の内容】	105
(3)	【その他】	105
第6	【提出会社の株式事務の概要】	106
第7	【提出会社の参考情報】	107
1	【提出会社の親会社等の情報】	107
2	【その他の参考情報】	107
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	108
第1	【保証会社情報】	108
第2	【保証会社以外の会社の情報】	108
第3	【指数等の情報】	111
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和元年6月25日
【事業年度】	第14期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 幸 和範
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06-6203-8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡島 久幸
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06-6203-8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡島 久幸
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
営業収益 (百万円)	220,825	256,880	249,675	214,273	230,647
経常利益 (百万円)	2,522	3,338	1,825	1,999	668
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	2,541	2,430	3,092	5,759	3,535
包括利益 (百万円)	3,626	△3,699	5,393	9,921	4,313
純資産額 (百万円)	36,719	33,019	38,412	48,333	52,644
総資産額 (百万円)	241,711	241,930	220,023	232,789	294,816
1株当たり純資産額 (円)	1,820.37	1,630.84	1,894.61	2,387.55	2,632.25
1株当たり当期純利益 (円)	127.05	121.51	154.61	287.95	176.77
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.1	13.5	17.2	20.5	17.9
自己資本利益率 (%)	7.3	7.0	8.8	13.4	7.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,507	11,819	23,372	6,376	△24,517
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,600	△4,820	△7,191	△8,416	△2,047
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,274	△6,248	△19,071	12,976	50,949
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	25,124	25,874	22,983	33,920	58,304
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	2,153 [1,456]	2,153 [1,482]	2,139 [1,596]	2,105 [1,627]	2,422 [1,665]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第10期、第11期、第12期及び第13期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
営業収益 (百万円)	216,248	253,165	244,614	210,407	226,633
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,324	1,874	430	831	△1,360
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,395	1,614	2,305	5,347	△1,450
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	32,321	33,935	36,241	41,588	40,138
総資産額 (百万円)	232,422	232,474	208,507	221,576	280,210
1株当たり純資産額 (円)	1,616.08	1,696.80	1,812.08	2,079.44	2,006.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	69.76	80.71	115.28	267.36	△72.51
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.9	14.6	17.4	18.8	14.3
自己資本利益率 (%)	4.4	4.9	6.6	13.7	△3.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (人)	667 [179]	668 [184]	661 [188]	666 [195]	680 [194]
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

5. 株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」（令和元年5月22日国土交通省令第6号）により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、当事業年度の期首から適用しており、第10期、第11期、第12期及び第13期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、㈱阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール㈱に社名変更
平成19年11月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成19年12月	高速道路における料金收受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪㈱（連結子会社）及び阪神高速トール神戸㈱（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発の株式取得により、㈱高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスの株式取得により、㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術㈱の㈱ハイウェイ技研（平成21年4月に阪神高速技研㈱に社名変更。）に対する議決権比率が過半数となったことにより、㈱ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	㈱高速道路開発が、㈱エイチエイチエスを吸収合併協定を一部変更
平成22年3月	㈱高速道路開発が、㈱コーベックスを吸収合併
平成23年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成24年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成25年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成26年3月	協定を一部変更
平成26年4月	阪神高速技術㈱の内外構造㈱に対する議決権比率が過半数となったことにより、内外構造㈱を連結子会社化
平成26年12月	阪神高速サービス㈱が、㈱高速道路開発を吸収合併
平成27年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成28年6月	事業者支援コンサルティング事業を実施させるため、阪高プロジェクトサポート㈱（連結子会社）を設立
平成29年3月	協定を一部変更
平成30年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成30年4月	アイテック関西㈱を株式取得により連結子会社化し、㈱阪神eテックに社名を変更
平成30年6月	㈱情報技術、㈱テクノ阪神、㈱ハイウェイ管制及び阪神施設調査㈱は議決権比率がそれぞれ100%となったため連結子会社化
平成31年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更 京都市道高速道路1号線等の徴収期間満了（平成31年4月1日付けで京都市及び西日本高速道路株式会社へ移管。）

3 【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社13社及び持分法適用関連会社1社（平成31年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他の3部門に関する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市、神戸市及び京都市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への貸付料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術㈱、阪神高速技研㈱、内外構造㈱、㈱阪神eテック ㈱情報技術、㈱テクノ阪神、㈱ハイウェイ管制、阪神施設調査㈱
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪㈱、阪神高速トール神戸㈱
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール㈱
その他業務（注2）	(連結子会社) 阪神高速サービス㈱

(注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. ETC関連業務等であります。

(2) 受託事業

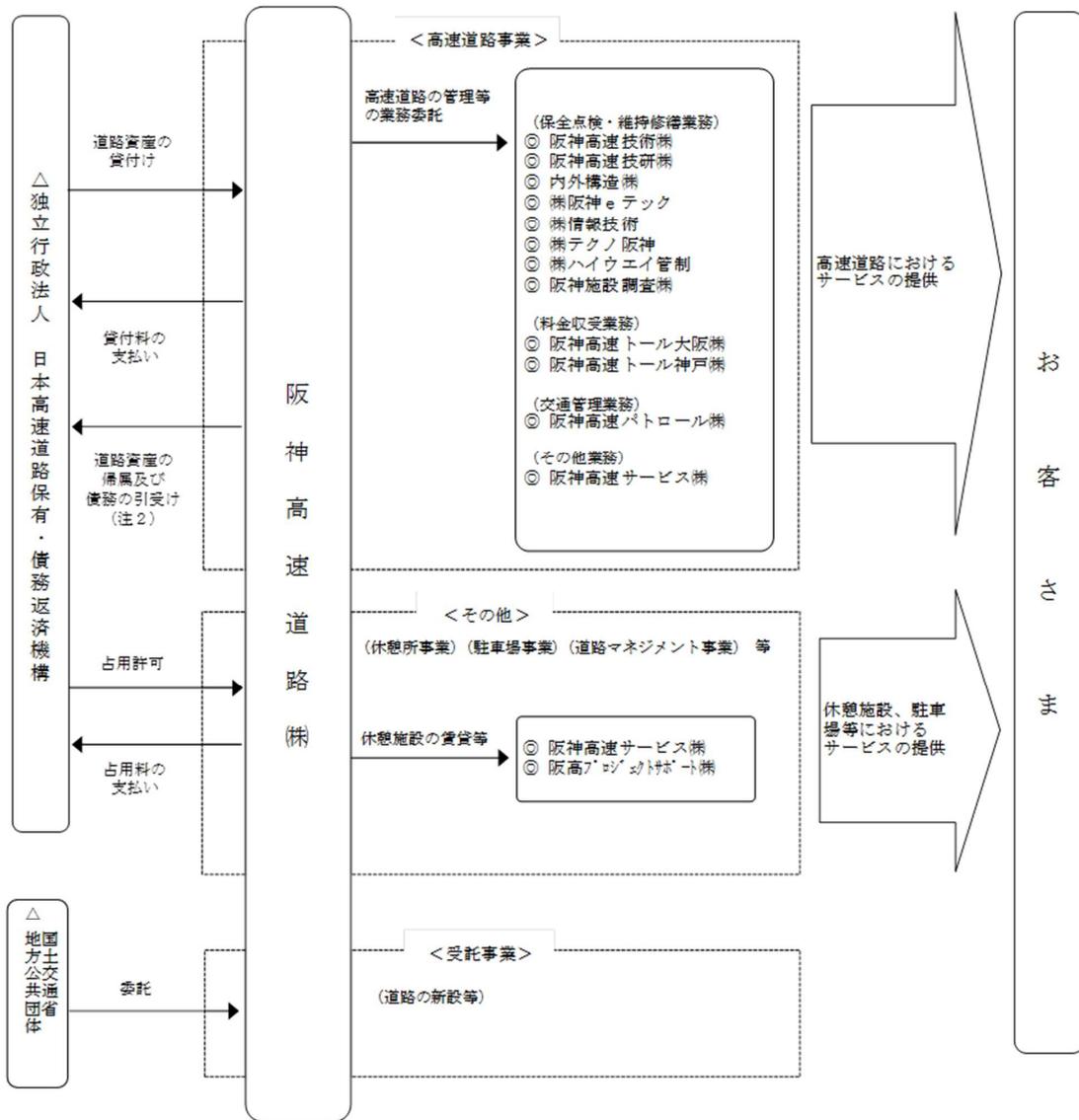
受託事業においては、国、地方公共団体等が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕その他の事業で、当社において一体として実施することが経済性、効率性等から適当と認められたものを、国、地方公共団体等からの委託に基づき実施しております。

(3) その他

その他の事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路マネジメント等に係る事業を行っております。

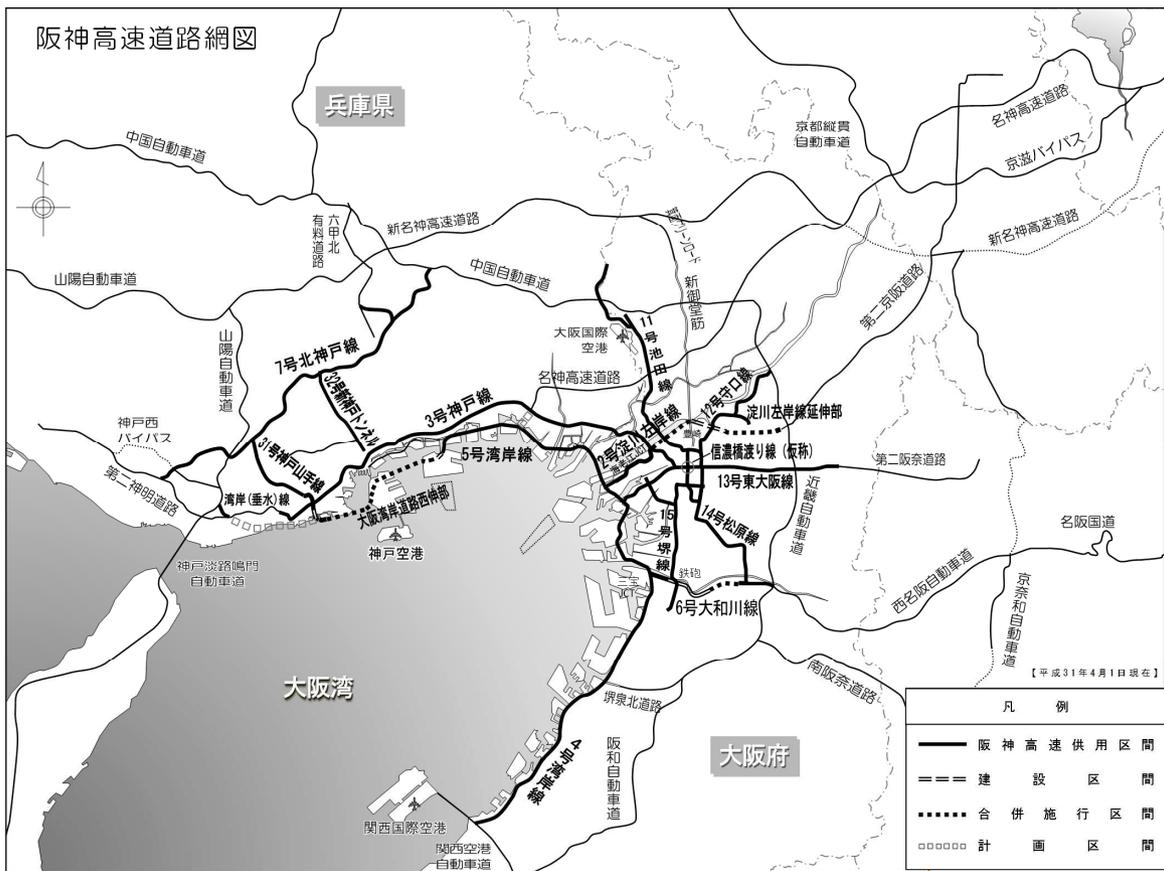
休憩所事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス㈱に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス㈱が営業・管理することにより運営しております。道路マネジメント事業については、大阪港咲洲トンネル等の維持管理を実施しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行区間とは、国土交通大臣・府・県・市などの道路管理者と当社が共同で事業を実施する仕組み(合併施行方式)により整備する区間であります。当社では平成18年度から認められた制度です。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス㈱	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営並びに、 E T C 関連業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 2 名 当社従業員 1 名
阪神高速技術㈱ (注) 2	大阪市 西区	80	高速道路事業	100.0	保全点検・維持修繕業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
阪神高速パトロール㈱	大阪市 北区	10	高速道路事業	100.0	交通管理業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 4 名
阪神高速トール大阪㈱	大阪市 中央区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております (大阪・京都地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 1 名
阪神高速トール神戸㈱	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております (兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 2 名
阪神高速技研㈱	大阪市 北区	30	高速道路事業	100.0	調査、設計、積算業務等を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
内外構造㈱	大阪市 中央区	21	高速道路事業	100.0 (100.0)	構造物に係る保全点検業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
阪高プロジェクトサポート㈱	大阪市 北区	20	その他	100.0 (100.0)	事業者支援コンサルティング事業を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
㈱阪神 e テック	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0 (100.0)	電気通信設備に係る設計業務を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)情報技術	大阪市 中央区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	システムに係る運用管理等業務を実施して おります。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	機械設備に係る保全点検・維持修繕業務 を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	100.0 (100.0)	電気通信設備に係る保全点検・維持修繕 業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
阪神施設調査(株)	大阪市 西区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	建物に係る保全点検・維持修繕業務を 実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4. (株)阪神eテックは、株式取得により当連結会計年度において連結子会社となりました。
5. (株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)は、発行済株式の一部を自己株式として取得したことにより、当社グループが保有する議決権比率がそれぞれ100%となったため、当連結会計年度において持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神施設工業(株)	大阪市 港区	36	高速道路事業	20.2 (20.2)	資金援助 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成31年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,136
受託事業	[1,418]
その他	87 [181]
全社（共通）	199 [66]
計	2,422 [1,665]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。
4. 当連結会計年度において新たに連結対象となった子会社の従業員を含めたこと等により、「高速道路事業」セグメントの当社グループ従業員数が前連結会計年度末比311人増加し2,136人となりました。

(2) 提出会社の状況

平成31年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
680 [194]	44.0	18.1	8,242,693

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	468
受託事業	[125]
その他	13 [3]
全社（共通）	199 [66]
計	680 [194]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

阪神高速道路は、平成31年4月1日現在、250.4kmのネットワークを有し、1日の交通量が72万台に及ぶなど、関西都市圏の大動脈として、関西のくらしや経済の発展に貢献するきわめて重要な社会基盤となっております。

当社では、「先進の道路サービスへ」をグループ理念として、また、「阪神高速は、お客さまや地域とのコミュニケーションを大切にします。」、「阪神高速は、公正で透明な経営を維持し、健全な発展を目指します。」、「阪神高速は、社会の期待に応えるため、迅速・的確・積極的に行動します。」を経営方針として、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献するためさまざまな施策に取り組んでおります。

一方で、阪神高速道路は、昭和39年6月の開通以来50年以上が経過し、経年変化による構造物の老朽化などが顕在化しております。また、関西都市圏における道路ネットワークのミッシングリンクの解消など、更なるネットワーク整備を進めていく必要があります。

当社では、グループ理念及び2030年を目標とした「ビジョン2030」を具体化するための計画として、平成29年4月に「中期経営計画（2017～2019）」を策定いたしました。お客さまに安全・安心・快適にご利用いただくとともに、これまで以上にお客さまにご満足いただけるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

<最高の安全と安心を提供する阪神高速>

お客さまに安全・安心・快適を提供するため、高速道路リニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）を推進してまいります。また、逆走・誤進入対策等の交通安全対策を実施するとともに、ロックンブ橋脚の耐震補強等、地震・防災対策を推進してまいります。さらに、南海トラフ巨大地震や近年多発する豪雨・台風等の自然災害発生時におけるお客さまの安全・道路機能確保に向けた対応等、自然災害への対応力強化に取り組んでまいります。

<もっと便利で快適なドライブライフを実現する阪神高速>

ミッシングリンクの解消に向け、大和川線（鉄砲～三宅西）、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）及び西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備を推進してまいります。また、交通集中渋滞対策等の推進、高機能舗装の採用等による走行快適性の向上、新たなパーキングエリアの整備、分かりやすい情報提供等、お客さまのニーズに応じた道路サービスに取り組んでまいります。

<世界水準の卓越した都市高速道路技術で発展する阪神高速>

維持管理の効率化・高度化に向けた技術開発や、建設・更新プロジェクトの円滑な施工、品質向上等に向けた技術開発を推進してまいります。また、防災対策の一層の推進に向けたネットワークレベルでの災害被災リスクの低減に向けた技術開発、ICTやAIを活用した生産性の向上等に向けた技術開発に取り組んでまいります。

<お客さまや社会に満足をお届けする多彩なビジネスを展開する阪神高速>

阪神高速グループの技術・ノウハウ等の強みを活かし、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託や海外事業を含む土木・補償コンサルティング事業、高架下空間等を有効活用した駐車場事業、保有資産有効活用事業等、多彩な関連事業を展開してまいります。

<関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速>

使用エネルギーの削減等により地球温暖化防止や低炭素社会の実現に努めるとともに、若手研究者助成制度の継続実施等、社会貢献活動を推進してまいります。

大阪・関西万博等の国際イベントを契機とした、外国語対応の各種サービスの充実等によるインバウンド対応等、関西のくらしや経済の発展に寄与してまいります。

また、持続的な発展が可能な地域・社会の実現に向けて、阪神高速グループとして、事業を通じてSDGsの達成に積極的に貢献してまいります。

<経営基盤を確立し、グループ社員がやりがいを実感できる阪神高速>

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの削減等による経営改善に努めてまいります。また、「働き方を変えて新たな挑戦へ～更なる深化と充実を～」をスローガンに掲げ、社員が業務の生産性や品質の向上を実現し、ワークライフバランスが充実することでやりがいを実感できる職場環境の整備や、プロフェッショナルな人材の育成強化等に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 当社を取り巻く関係法令の状況

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といい、以下、高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣の認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

高速道路会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更するときも同様です。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、首都高速道路㈱、及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構と協定を締結したときは、国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

高速道路会社は許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様です。

c 工事の廃止（第21条）

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路会社は高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときは、この限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属 (第51条)

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等 (第4条)
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示 (第7条)
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行 (第9条)
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者 (高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。) に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準 (第23条)
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告 (第22条、第24条、第25条)
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、当該工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めたとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金 (第26条、第42条)
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。また、当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査 (第27条)
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督 (第46条)
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路 (以下「会社管理高速道路」といいます。) に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分、取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のために必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督 (第47条)
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等 (第48条)
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。これらに基づき今後必要な措置が講じられる場合、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。）を除き、修繕に係る工事

にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照下さい。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、ETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウイルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、令和7年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかに回復しました。関西経済についても、輸出や生産（鉱工業生産）が増加基調にあり、個人消費も緩やかに増加するなど、景気は緩やかに拡大しました。

このような経営環境の中、阪神高速グループでは「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、「阪神高速グループビジョン2030」及び「中期経営計画（2017～2019）」を掲げ、「お客さま満足アッププラン2018」の策定・実施、業務の生産性や品質の向上を目指した「働き方改革」の推進等、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めてまいりました。

また、平成31年1月には、大規模災害発生時の円滑な対応等を目的として、本社オフィスを移転し、災害対策本部室の常設等により、迅速・確実に初動活動ができる環境を構築するとともに、ICT機器の拡充等により、働き方改革を一段と推進する環境を整えました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は230,647百万円（前年同期比7.6%増）、営業損失は430百万円（前年同期は営業利益1,722百万円）、経常利益は668百万円（前年同期比66.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,535百万円（前年同期比38.6%減）となりました。

なお、当連結会計年度は、台風21号等の相次ぐ自然災害の影響等により営業損失430百万円を計上しましたが、関連会社であった4社の連結子会社化に伴う負ののれん発生益の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は3,535百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業につきましては、ネットワーク整備を推進するとともに、営業延長260.5kmにわたる阪神高速道路の適正かつ効率的な管理に努めてまいりました。

高速道路の管理に関しましては、お客さまに最高の安全と安心を提供するため、15号堺線・17号西大阪線において全線終日通行止めによるリニューアル工事を実施するなど、構造物の長寿命化に向けた大規模更新・修繕事業を進めてまいりました。

また、「お客さま満足アッププラン2018」の取組みでは、2箇所の本線料金所の跡地にパーキングエリア（尼崎PA、南芦屋浜PA）を新設し、11号池田線豊中南出入口付近での路外パーキングサービスを開始いたしました。このほか、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス」の販売、Twitterによる情報提供の開始等、お客さまサービスの向上に努めてまいりました。

高速道路通行台数は、一日当たり約76.0万台（前年同期比0.4%増）となりました。また、料金収入は、187,725百万円（同0.9%増）となりました。

高速道路の新設・改築に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、大和川線（鉄砲～三宅西）、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）及び西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備推進に努め、平成30年5月には、西船場JCT改築事業において、阿波座合流区間の車線増設部を開放しました。

また、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業を開始しました。

この結果、高速道路事業の営業収益は223,259百万円（同7.7%増）となりました。一方、営業費用については、224,503百万円（同8.8%増）となり、営業損失は1,243百万円（前年同期は営業利益856百万円）となりました。

なお、阪神高速8号京都線については、近畿圏における高速道路の料金体系の整理・統一とネットワーク整備の観点から国土交通省が発表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（平成28年12月16日）等を受け、高速道路を利用されるお客さまのさらなる利便性向上のため、平成31年4月1日をもって京都市及び西日本高速道路株式会社に移管いたしました。

（受託事業）

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線及び大阪市道高速道路淀川左岸線の工事受託等により、営業収益は1,924百万円（前年同期比9.7%増）、営業費用は1,954百万円（同14.7%増）となり、営業損失は30百万円（前年同期は営業利益49百万円）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を展開しました。

この結果、その他の事業の営業収益は5,678百万円（前年同期比5.1%増）となりました。一方、営業費用は4,835百万円（同5.5%増）となり、営業利益は843百万円（同3.2%増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,663百万円に加えて減価償却費6,777百万円などを計上したものの、負ののれん発生益3,144百万円、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額19,482百万円、売上債権の増加額9,171百万円などがあったことにより、24,517百万円の資金流出（前年同期は6,376百万円の資金流入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出5,298百万円などがあったことにより、2,047百万円の資金流出（前年同期比6,369百万円の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入8,078百万円及び道路建設関係社債発行による収入70,000百万円があったものの、長期借入金の返済による支出8,009百万円及び道路建設関係社債償還による支出18,496百万円などがあったことにより、50,949百万円の資金流入（前年同期比37,972百万円の増加）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、58,304百万円（前年同期比24,384百万円の増加）となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	金額 (百万円)	
I 営業収益		
1. 料金収入	187,725	
2. 道路資産完成高	34,748	
3. 受託業務収入	0	
4. その他の売上高	25	222,500
II 営業外収益		
1. 受取利息	0	
2. 有価証券利息	1	
3. 受取配当金	187	
4. 土地物件貸付料	39	
5. 原因者負担収入	12	
6. 工事負担金等受入額	764	
7. 雑収入	62	1,068
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	0	0
高速道路事業営業収益等合計		223,569

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「① 財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

(ア) 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

(イ) ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(ウ) 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

② 経営成績の分析

(ア) 当連結会計年度の経営成績等

a 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比7.6%増の230,647百万円となりました。これをセグメント別にみると、高速道路事業については、料金収入は187,725百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高34,748百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は223,259百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線に係る工事受託等により1,924百万円、その他の事業については、5,678百万円となりました。

b 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比8.7%増の231,078百万円となりました。

セグメント別にみると、高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料(注)の支払い145,259百万円、道路資産完成原価35,063百万円、維持修繕費や管理業務費等の管理費用44,180百万円による高速道路事業営業費用224,503百万円、受託事業における受託事業営業費用1,954百万円、その他の事業の営業費用4,835百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業損失は、430百万円となりました。セグメント別では、高速道路事業の営業損失は1,243百万円、受託事業の営業損失は30百万円、その他事業の営業利益は843百万円となりました。

(注)「協定に基づく機構への貸付料」は、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の1%に相当する金額を加えた金額を上回ったことに伴い262百万円増額されました。

c 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、工事負担金等受入額764百万円等により1,107百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、寄付金4百万円等により8百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比66.6%減の668百万円となりました。

d 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、負ののれん発生益3,144百万円等の計上により3,147百万円、特別損失は減損損失72百万円等の計上により152百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比57.4%減の3,663百万円となりました。

e 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等128百万円を計上した結果、前年同期比38.6%減の3,535百万円となりました。

(イ) 経営成績に重要な影響を与える要因

a 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費用については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

b 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。(注)

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構が連帯して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(注) 高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に要する費用については、機構による債務引受けの対象外としております。なお、当該事業により形成された道路資産は、機構に帰属するものとして取り扱われます。

(ウ) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要

② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。なお、「京都市道高速道路1号線等に関する協定」については、平成31年3月31日をもって期間満了の上終了し、道路の管理は京都市及び西日本高速道路株式会社に引き継がれております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額を貸付料とするものとされております。

当社及び機構は、平成31年3月26日付で「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定」を締結しました。なお、当該変更については、特措法第3条第9項の規定に基づき、同日付で、国土交通大臣に届け出ております。主な変更内容として、残事業の実施により、大阪府道高速大和川線（堺市堺区南島町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の工事の完成予定年月日を令和2年3月31日から令和5年3月31日に、信濃橋渡り線（仮称）の工事の完成予定年月日を令和2年3月31日から令和3年3月31日にそれぞれ変更したほか、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額等を変更しております。また、「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府発表）等を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更しております。

なお、前連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日 (届出日含む)	変更の内容
平成19年8月23日	京都市道高速道路1号線、及び2号線の完了年月日を変更(届出)
平成19年11月30日	大和川線都市計画変更に基づく遠里小野ランプ削除、及び鉄砲西ランプ追加
平成20年6月23日	京都市道高速道路2号線の完了年月日を変更(届出)
平成21年3月31日	「緊急経済対策(生活対策)」(平成20年10月30日)等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)による一連の手續きとして、計画料金収入・貸付料を減額し(平成21~29年度まで)、料金の額及びその徴収期間を変更
平成22年9月27日	神戸市道高速道路2号線の完了年月日を変更(届出)
平成23年2月7日	京都市道高速道路1号線及び2号線の完了年月日を変更(届出)
平成23年6月13日	「高速道路の当面の新たな料金割引について」(平成23年2月16日 国土交通省公表)及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」(平成23年3月17日 国土交通大臣同意)を受けて、料金圏のない対距離制への移行等を反映した料金の額を変更し、改築に係る工事として信濃橋渡り線(仮称)の工事を追加。さらに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額並びに無利子貸付けの貸付計画を変更。また、「新たな将来交通需要推計」(平成20年11月 国土交通省公表)を踏まえた推計交通量の見直し等を反映し、平成23年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額を変更
平成24年6月25日	神戸市道路公社が管理していた新神戸トンネル有料道路の当社への移管並びに「各交通分野の将来交通需要推計手法の改善について」(平成22年11月 国土交通省公表)を踏まえた推計交通量及び「経済財政の中長期試算」(平成24年1月 内閣府公表)を踏まえ、設定した金利を反映し、工事の内容及び債務引受限度額並びに平成24年度以降の計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成25年3月21日	平成24年度補正予算(緊急経済対策)の一環として位置付けられた緊急修繕の追加を受けて、修繕に係る債務引受限度額等を変更。また、大和川線(三宅西~三宅中)の完了年月日等を変更し、淀川左岸線(島屋~高見)の供用開始年月日の変更及びそれに伴う計画料金収入の額等を変更。さらに、平成25年1月23日付で国土交通大臣宛事業許可変更の届出を行った内容を反映し、守口JCT(仮称)の工事予算を変更
平成25年3月27日	神戸市道高速道路2号線の完了年月日を変更(届出)
平成26年3月14日 (阪神圏) 平成26年3月18日 (京都圏)	「高速道路の当面の新たな料金割引について」及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」を、平成26年3月14日付で変更(同日 国土交通大臣同意)し、平成25年度末に終了を予定していた一部の料金割引について、平成28年度末まで継続。また、平成26年4月1日に消費税率(地方消費税を含む)が5%から8%に引き上げられることを反映し、新設、改築、修繕に係る工事の内容及び債務引受限度額及び計画料金収入の額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日 内閣府 経済財政諮問会議提出)を踏まえ設定した金利を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成27年3月24日	平成26年6月4日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第53号)に基づき、特定更新事業等に関する工事を追加し、その財源を確保するために、阪神圏における料金徴収期間を令和32年9月30日までから令和44年9月18日までに変更し、修繕に係る工事(特定更新等工事を除く)及び災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額等を変更。また、「道路の維持修繕に関する省令・告示」(平成26年4月2日制定)を踏まえた点検の強化などに伴う変更を反映し、修繕等に係る債務引受限度額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算」を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成27年6月15日	信濃橋渡り線(仮称)の完了年月日を変更(届出)

協定変更日 (届出日含む)	変更の内容
平成27年10月27日	大和川線（三宝JCT～三宅西）のうち一部区間（堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の着手年月日及び一部区間（鉄砲東（仮称）から三宅西まで）の完了年月日を変更（届出）
平成29年3月31日	「高速道路の当面の新たな料金割引について」及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による「高速道路利便増進事業に関する計画」を、平成29年3月31日付で変更（同日 国土交通大臣同意）し、平成28年12月16日付の国土幹線道路部会の基本方針を受け、同日付で国土交通省が公表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に基づく、近畿圏の新たな高速道路料金体系を反映し、平成29年6月3日からの料金の額を変更。また、阪神圏においては、新設に係る工事として淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）の工事を追加するとともに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る工事の内容及び債務引受限度額等を変更し、京都圏においては、京都市道高速道路1号線等の京都市及び西日本高速道路㈱への移管に向けて、料金徴収期間を令和32年9月30日までから平成31年3月31日までに変更し、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額等を変更。これらの変更のほか、平成22年11月に公表された将来交通需要推計を踏まえた推計交通量及び「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年7月26日 内閣府 経済財政諮問会議提出）を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更
平成30年3月30日	平成29年12月22日に国土交通省が改定した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に基づく、近畿圏の新たな高速道路料金体系を反映し、西日本高速道路㈱が管理する第二神明道路と相互利用区間となっている当社管理道路の一部（伊川谷JCT～永井谷JCT及び垂水JCT～名谷JCT）について料金の額を変更するとともに、第二阪奈有料道路（大阪府道路公社及び奈良県道路公社の管理）の西日本高速道路㈱への移管に向けて、大阪府道高速大阪東大阪線の一部について、一般国道163号を重複させるため、同路線を本協定の対象路線として追加。また、大阪市道高速道路淀川左岸線（大阪市此花区高見一丁目から同市北区豊崎六丁目まで）の工事の完成予定年月日を令和3年3月31日から令和9年3月31日に、同工事のうち同市此花区高見一丁目84-12から同市北区豊崎六丁目までの着手（予定）年月日を平成31年4月1日から令和7年4月1日に変更するとともに、新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額等を変更。これらの変更のほか、「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府発表）等を踏まえ設定した金利に実績等を反映し、計画料金収入の額、道路資産の貸付料の額等を変更

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、671百万円であります。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額8,835百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額5,446百万円の設備投資を行いました。

その他の事業については、当連結会計年度においては主に賃貸事業不動産取得等に総額808百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主に社屋の改修等に総額2,580百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失72百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※6 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成31年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
中島集約料金所他 139箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	10,209	17,956	— (—) [0]	—	1,070	64	29,301	468 <125>
朝潮橋PA他5箇所 (大阪市港区他)	その他	休憩施設	30	0	0 (0)	—	—	0	30	13 <3>
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他	賃貸用 敷地等	1,146	0	1,838 (13)	12	—	9	3,007	
本社他2事業所及び社 宅等 (大阪市北区他)	全社	本社、管 理部社屋 及び社宅 等	2,976	0	1,427 (33)	157	1,298	297	6,158	199 <66>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は443百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 有料駐車場等の土地を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は236百万円であります。なお、占用している土地の面積については、299千㎡であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成31年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店 (大阪市西区)	高速道路事業 その他	賃貸用設備等	795	0	977 (10)	3	17	88	1,882	61 <149>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	185	15	- (-)	3,442	153	203	4,000	220 <131>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市北区)	高速道路事業	車両等	26	343	- (-)	-	-	11	381	332 <16>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	18	53	- (-)	-	3	12	88	521 <605>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	6	12	- (-)	-	2	10	31	128 <416>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市北区)	高速道路事業	本社内装等	83	-	- (-)	421	203	128	836	130 <57>
内外構造㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	24	0	- (-)	13	9	32	79	53 <22>
阪高プロジェクト サポート㈱	本社 (大阪市北区)	その他	本社内装等	8	-	- (-)	4	12	3	29	13 <29>
㈱阪神eテック	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	1	-	- (-)	-	-	1	2	7 <1>
㈱情報技術	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	19	0	- (-)	-	1	8	29	78 <23>
㈱テクノ阪神	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	2	2	- (-)	-	1	1	7	65 <6>
㈱ハイウェイ管制	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	5	-	- (-)	19	0	46	72	108 <15>
阪神施設調査㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	1	-	- (-)	6	2	2	13	26 <1>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。
 2. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。
 4. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。
 5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設及び除却計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

① 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	大阪市他	高速道路事業	料金徴収施設 等	11,039	-	借入金及び 自己資金	平成31年4月	令和2年3月
当社 泉大津PA	泉大津市	その他	休憩施設	130	-	自己資金	平成31年4月	令和2年3月

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記投資予定金額は、平成31事業年度の事業計画における事業用設備及び社用設備について、セグメントとして一括した計画額を記載しております。また、着手及び完了予定については、当該事業計画の対象期間を記載しております。

② 重要な設備の除却等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	着手及び完了予定	
					着手	完了
当社 中島集約料金所 他9箇所	大阪市西淀川区他	高速道路事業	料金徴収施設等	1,807	平成28年6月	令和7年3月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社は、当連結会計年度において、大阪府道高速大和川線等の新設並びに大阪府道高速大阪池田線等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額54,793百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額35,063百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	平成30年6月	5,098
		平成30年9月	4,220
		平成30年12月	1,844
		平成31年3月	5,317
	特定更新等工事	平成30年6月	1,789
		平成30年9月	51
		平成30年12月	1,421
		平成31年3月	10,637
	信濃橋渡り線(仮称) (大阪市西区西本町~同市同区江戸堀) (改築)	平成30年5月	1,869
	災害復旧事業	平成31年3月	14
京都市道高速道路1号線等 に関する協定	修繕	平成30年6月	48
		平成30年9月	13
		平成30年12月	8
		平成31年3月	2,727
合計			35,063

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成31年3月31日現在

区分		年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線
		大阪府道高速大阪守口線
		大阪府道高速大阪東大阪線
		大阪府道高速大阪松原線
		大阪府道高速大阪堺線
		大阪府道高速大阪西宮線
		大阪府道高速湾岸線
		大阪府道高速大和川線
		大阪市道高速道路森小路線
		大阪市道高速道路西大阪線
		大阪市道高速道路淀川左岸線
		兵庫県道高速大阪池田線
		兵庫県道高速神戸西宮線
		兵庫県道高速大阪西宮線
		兵庫県道高速湾岸線
		神戸市道高速道路2号線
		兵庫県道高速北神戸線
		神戸市道高速道路北神戸線
	神戸市道高速道路湾岸線	
	神戸市道生田川箕谷線	
京都圏	京都市道高速道路1号線	
	京都市道高速道路2号線	
合計		142,077 3,182 145,259

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の年間賃借料を記載しております。これらの年間賃借料は、上記の阪神圏及び京都圏それぞれの地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. 地域路線網（京都圏）の年間賃借料には、協定の規定により、当該地域路線網における当連結会計年度の料金収入の金額に応じて、262百万円が加算されております。
3. 年間賃借料には、当連結会計年度末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 地域路線網（京都圏）に属する高速道路の借受けは、平成31年3月31日をもって終了しております。
5. 年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪府道高速大和川線 (堺市堺区築港八幡町～大阪府松原市三宅西七丁目)	223,905	101,438 [71,649]	平成11年10月	令和5年3月
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見一丁目～同市北区豊崎六丁目)	8,548	— [—]	昭和63年2月	令和9年3月
阪神高速道路大阪地区(改築) (防災・安全対策工等)	37,193	1,667 [35,086]	平成18年4月	令和2年3月
阪神高速道路兵庫地区(改築) (防災・安全対策工等)	18,754	476 [17,675]	平成18年4月	令和2年3月
大阪府道高速大阪池田線(改築) (信濃橋渡り線(仮称)) (大阪市西区西本町～同市同区江戸堀)	18,520	11,509 [1,869]	平成23年11月	令和3年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部) (大阪市鶴見区緑地公園～同市北区豊崎六丁目)	190,554	728 [—]	平成29年4月	令和14年3月
一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)) (神戸市東灘区向洋町東一丁目～同市長田区西尻池町五丁目)	299,403	1,315 [—]	平成29年4月	令和14年3月

- (注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除く)及び特定更新等工事については、機構に帰属することとなる仕掛道路資産として、翌連結会計年度に142,635百万円を見込んでおります。

また、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で5,334百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成31年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和元年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	—	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数（単元）	199,995	—	—	—	—	—	—	199,995	500
所有株式数の割合（%）	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益を、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、想定外の収入減少や管理費用の増大、自然災害の発生等に起因する将来の機構への賃借料の支払いリスク等に対応するほか、安全対策やサービス高度化に資する事業に用いることとしております。

高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名及び社外取締役1名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する9名の執行役員（うち5名は取締役が兼務）を取締役に於いて選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月1回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、弁護士等の社外の有識者を招聘し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会出席、報告聴取等により、取締役の職務執行の監査を行い、監査役会に監査結果を報告しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査実施に必要な事項の決定等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：平成31年3月20日）

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社、グループ会社（当社が直接出資する子会社をいう。以下同じ。）及びグループ会社の子会社の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うなど、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急事態発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下で連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて、グループ会社及びグループ会社を通じて当該グループ会社の子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

- (i) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合及びグループ会社の子会社の経営上重要な行為を承認しようとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社の子会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社の子会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の子会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的で開催するなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。

- (ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社ごとに社内規則に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うとともに、グループ会社の子会社のリスク管理状況を把握するなど、リスクマネジメントを実施する。

当社は、社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。

また、グループ会社又はグループ会社の子会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備するほか、当社又はグループ会社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

- (iii) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社及びグループ会社の子会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

また、グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社においてコンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体として対応する。

- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。

- (h) 当社の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

- (ii) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。

- (i) 上記(h)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社の監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を理由とした不利益な取扱いをしない。
 また、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において、相談・通報窓口相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。
- (j) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役職務において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役職務執行の実効性を確保する。
- (k) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。
 また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

	年間報酬総額 (百万円)
取締役 (8名)	112
監査役 (6名)	27
(うち社外監査役 (4名))	(19)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。
3. 当期末日の人員は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の取締役の支給人員には、当期中に退任した取締役2名及び監査役3名を含み、無報酬の取締役1名(社外取締役)を除いております。
4. 年間報酬総額には、役員退職慰労引当金の繰入額8百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成30年6月25日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 5百万円
- なお、この金額には、当期及び過年度において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするほか、社内規則に基づき、各担当部門においてリスクを把握し必要な対策を講じるなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

特に、災害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、リスク要因の把握・認識、リスク対策の立案、リスク対策の実施、計画の見直しを各担当部門が行うとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する全社的な体制を運用しております。

また、リスクにかかる重大な事象が発生した場合の緊急対応体制を整備し、リスクへの機動的な対応を図ることとしております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ会社及びグループ会社の子会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されていません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	森下 俊三	昭和20年4月8日生	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成14年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役副社長 平成14年6月 エヌ・ティ・ティ・ベトナム株式会社代表取締役社長 平成16年3月 西日本電信電話株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同 取締役相談役 平成21年6月 大阪ガス株式会社社外取締役 平成22年6月 西日本電信電話株式会社相談役 平成24年6月 当社取締役会長 (現在) 平成26年4月 同志社大学大学院特別客員教授 平成26年10月 大阪府公安委員会委員長 平成27年3月 日本放送協会 (NHK) 経営委員 (現在) 平成28年4月 同志社大学大学院客員教授 (現在) 平成30年4月 大阪市高速電気軌道株式会社経営委員 (現在)	(注4)	—
代表取締役社長	幸 和範	昭和22年11月15日生	昭和47年4月 阪神高速道路公団採用 平成9年5月 同 計画部特定計画調整室長 平成10年5月 同 計画部計画第一課長 平成11年5月 同 工務部工務第一課長 平成12年5月 同 総務部企画調整室長 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 当社執行役員 平成18年6月 阪神高速サービス株式会社取締役 平成18年6月 阪神高速技術株式会社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成21年4月 阪神高速技研株式会社取締役 平成24年6月 株式会社高速道路開発取締役 平成24年9月 当社代表取締役専務取締役 平成26年6月 同 代表取締役兼専務執行役員 平成28年6月 同 代表取締役社長 (現在)	(注4)	—
代表取締役兼専務執行役員	島田 隆史	昭和29年5月18日生	昭和54年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成13年6月 株式会社阪急ファシリティーズ代表取締役専務取締役 平成15年7月 阪急インベストメント・パートナーズ株式会社代表取締役社長 平成16年4月 阪急電鉄株式会社不動産事業本部副本部長兼不動産開発部長 平成16年6月 同 取締役 (不動産事業本部不動産運用・不動産開発担当、不動産開発部長) 平成18年4月 同 常務取締役 (不動産事業本部長) 平成22年4月 阪急不動産株式会社代表取締役専務 平成23年4月 同 代表取締役社長 平成28年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現在)	(注4)	—
取締役兼常務執行役員	関本 宏	昭和29年10月6日生	昭和54年4月 阪神高速道路公団採用 平成12年5月 同 神戸第一建設部設計課長 平成13年5月 同 神戸建設局建設企画部設計課長 平成15年5月 同 神戸建設局建設企画部工事計画課長 平成16年6月 同 大阪管理部保全第一課長 平成17年9月 同 工務部付調査役 平成17年10月 当社建設事業部建設管理グループ長 平成18年7月 同 建設事業部建設企画グループ長 平成19年7月 同 保全交通部保全企画グループ長 平成21年7月 同 建設事業本部大阪建設部長 平成23年7月 同 建設事業本部建設総括担当部長 平成24年7月 阪神高速技術株式会社取締役 平成26年7月 同 常務取締役 平成27年6月 当社執行役員 平成28年6月 同 常務執行役員 平成29年6月 同 取締役兼常務執行役員 (現在)	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 兼常務執行役員	小関 正彦	昭和33年7月6日生	昭和56年4月 建設省採用 平成14年7月 国土交通省大臣官房地方課長 平成15年7月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 平成17年8月 国土交通省近畿地方整備局総務部長 平成19年7月 厚生労働省老健局計画課長 平成20年7月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(総括担当) 平成23年8月 国土交通省近畿地方整備局副局長 平成24年8月 東日本高速道路株式会社事業開発本部付部長 平成25年6月 同 執行役員事業開発本部副本部長 平成26年7月 国土交通省都市局長 平成27年11月 株式会社三井住友海上火災保険開発顧問 平成28年6月 同 経営顧問 平成30年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在)	(注4)	—
取締役 兼常務執行役員	田中 稔	昭和29年5月24日生	昭和55年4月 兵庫県採用 平成21年4月 同 県土整備部土木局道路計画課長 平成22年4月 同 東播磨県民局加古川土木事務所長 平成23年4月 同 県土整備部土木局長 平成26年4月 同 県土整備部長 平成28年4月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター理事長 平成29年6月 当社執行役員 平成30年6月 同 取締役兼執行役員 令和元年6月 同 取締役兼常務執行役員(現在)	(注4)	—
取締役 兼常務執行役員	木谷 信之	昭和31年4月26日生	昭和55年4月 建設省採用 平成13年4月 国土交通省道路局高速国道課高速道路調整官 平成15年4月 同 北陸地方整備局建政部長 平成17年4月 奈良県土木部長 平成20年7月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構企画部長 平成22年9月 国土交通省道路局道路交通管理課長 平成23年7月 内閣官房地域活性化統合事務局参事官 平成24年8月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事 平成25年10月 同 理事 平成27年10月 国土技術政策総合研究所長 平成28年9月 一般社団法人建設コンサルタンツ協会顧問 平成29年5月 同 副会長兼専務理事 平成30年6月 当社取締役兼執行役員 令和元年6月 同 取締役兼常務執行役員(現在)	(注4)	—
監査役 (常勤)	伊藤 昇一	昭和40年2月24日生	昭和63年4月 警察庁採用 平成22年8月 国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室長 平成24年8月 警察庁生活安全局地域課長 平成25年9月 愛知県警察本部警務部長 平成27年1月 愛媛県警察本部長 平成28年4月 警察大学校教官教養部長 平成29年7月 警察庁海外調査研究員(ハーバード大学) 平成30年6月 当社監査役(現在)	(注5)	—
監査役 (非常勤)	近藤 三津枝	昭和28年6月14日生	ジャーナリスト、キャスターとして、経済・環境問題をテーマに、経済ドキュメンタリー番組などを制作 平成9年 アメリカ国務省招待によりIVLP研修留学、全米の企業を研究・取材 平成17年9月 衆議院議員(二期) 平成25年6月 公益財団法人松下社会科学振興財団評議員(現在) 平成25年7月 学校法人甲南女子学園理事(現在) 平成27年12月 日越大学構想の推進に関する有識者会議構成員(現在) 平成30年6月 当社監査役(現在) 令和元年5月 一般財団法人大阪府交通安全協会理事(現在)	(注5)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	村岡 秀樹	昭和30年9月18日生	昭和53年4月 阪神高速道路公団採用 平成13年5月 同 業務部付調査役 平成15年5月 同 民営化総合企画室調整課長 平成17年10月 阪神高速道路株式会社経営企画部経営企画グループ長 平成18年7月 同 総務人事部人事グループ長 平成20年7月 同 総務人事部長 平成24年7月 阪神高速サービス株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社執行役員 平成28年6月 一般財団法人阪神高速地域交流センター理事長 平成30年6月 日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役(現在) 平成30年6月 当社監査役(現在)	(注5)	—
計					—

(注) 1. 取締役会長森下 俊三は、社外取締役であります。

2. 監査役伊藤 昇一及び監査役近藤 三津枝は、社外監査役であります。

3. 上記のとおり取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

常務執行役員 平田 修身

執行役員 今木 博久

執行役員 芝池 利尚

執行役員 南野 智一

4. 平成30年6月25日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成30年6月25日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について当社の社外取締役1名及び社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)a(b)及びd(a)iiの規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

① 監査役監査の状況

監査役（常勤1名・非常勤2名）は、取締役会、経営責任者会議その他重要な会議への出席、各部署、子会社及び監査法人からの報告又は説明の聴取、業務及び財産の状況の調査等により監査を実施し、常勤監査役が決裁書類の閲覧等の日常的な監査業務を行っております。

また、監査役の業務を補助するため、監査役室を設置し、専属のスタッフを配置しております。

監査役会においては、監査の方針・計画、監査法人の公募、監査報告の作成等の監査業務に関する事項を審議のうえ決定し、監査の実施状況等に関する情報共有及び意見交換を行っております。監査役会は、原則として毎月1回、当事業年度中に14回開催し、その全てに監査役全員が出席しております。

② 内部監査の状況等

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、社内規則に基づいて内部監査を実施しており、監査室長はその結果を社長に報告しております。

また、監査室は監査役、監査役は監査法人と連携し、内部監査又は会計監査に関する情報共有、意見交換等を行い、監査内容の充実を図っております。

③ 会計監査の状況

(a) 監査公認会計士等の概要

当社の公認会計士監査はEY新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 西原 健二	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 福竹 徹	EY新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査期間は、14年間であります。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士9名及びその他19名で構成されております。

(b) 監査公認会計士等の選定理由及び評価

当社の監査役会は、監査法人の知見及び能力、監査及び品質管理の体制、監査の方法及び内容、独立性等を評価・検証し、選任又は再任を行い、職務の遂行に支障があると判断した場合には、不再任又は解任とするほか、監査法人が継続して再任されている場合には、4事業年度毎に監査法人を公募することにしております。なお、当期は平成31年2月に次期の監査法人の公募を行いました。

現任のEY新日本有限責任監査法人は、当期の再任時及び公募において、適正妥当な監査を行うための知見、能力及び体制を有していること、監査の方法及び内容が適正妥当であること等が評価され、選定されております。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	2	36	2
連結子会社	—	—	—	—
計	36	2	36	2

(注) 当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

- (b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク（アーンスト・アンド・ヤング）に属する組織に対する報酬
（(a)を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	2	—	2
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	2

（注）当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザリー業務等であります。

- (c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

- (d) 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

- (e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会社法第399条第1項の規定により、会計監査人の報酬等に関して、経理部及び会計監査人からの報告、提出資料等に基づき、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、当該報酬等の額について妥当であると判断し、同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,650	20,014
高速道路事業営業未収入金	25,694	36,624
未収入金	3,105	7,079
未収還付法人税等	6	100
未収消費税等	1,333	2,026
有価証券	3,500	38,500
仕掛道路資産	115,968	135,442
原材料及び貯蔵品	330	412
受託業務前払金	1,953	2,219
その他	718	1,201
貸倒引当金	△11	△8
流動資産合計	183,250	243,612
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	28,142	28,489
減価償却累計額	△12,731	△13,021
建物及び構築物（純額）	15,410	15,467
機械装置及び運搬具	50,138	52,411
減価償却累計額	△32,248	△34,638
機械装置及び運搬具（純額）	17,890	17,772
土地	3,936	4,070
リース資産	5,464	5,755
減価償却累計額	△1,357	△1,690
リース資産（純額）	4,107	4,064
建設仮勘定	1,725	1,741
その他	2,110	2,588
減価償却累計額	△1,548	△1,674
その他（純額）	562	913
有形固定資産合計	43,632	44,030
無形固定資産		
ソフトウェア	1,834	2,716
リース資産	—	4
その他	6	11
無形固定資産合計	1,841	2,733
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 899	※1 379
繰延税金資産	1,864	2,359
その他	1,323	1,723
貸倒引当金	△22	△21
投資その他の資産合計	4,065	4,440
固定資産合計	49,539	51,203
資産合計	※2 232,789	※2 294,816

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	27,114	28,536
1年以内返済予定長期借入金	—	59,872
未払金	4,052	5,791
リース債務	532	619
未払法人税等	608	575
未払消費税等	339	514
受託業務前受金	1,036	1,145
前受金	60	61
賞与引当金	1,521	1,667
その他	1,564	2,596
流動負債合計	36,831	101,381
固定負債		
道路建設関係社債	※2 48,495	※2 100,000
道路建設関係長期借入金	75,794	16,000
リース債務	3,508	3,321
役員退職慰労引当金	127	206
ETCマイレージサービス引当金	32	32
退職給付に係る負債	19,113	19,363
その他	552	1,865
固定負債合計	147,624	140,790
負債合計	184,456	242,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,580
利益剰余金	30,844	34,379
株主資本合計	50,844	54,960
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	—
退職給付に係る調整累計額	△3,094	△2,315
その他の包括利益累計額合計	△3,093	△2,315
非支配株主持分	582	—
純資産合計	48,333	52,644
負債・純資産合計	232,789	294,816

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益	214,273	230,647
営業費用		
道路資産賃借料	141,923	145,259
高速道路等事業管理費及び売上原価	※2 65,167	※2 79,399
販売費及び一般管理費	※1,※2 5,459	※1,※2 6,419
営業費用合計	212,550	231,078
営業利益又は営業損失(△)	1,722	△430
営業外収益		
受取利息	1	4
受取配当金	—	0
土地物件貸付料	81	40
原因者負担収入	15	12
持分法による投資利益	47	107
工事負担金等受入額	66	764
その他	71	178
営業外収益合計	283	1,107
営業外費用		
支払利息	0	0
寄付金	2	4
その他	4	2
営業外費用合計	6	8
経常利益	1,999	668
特別利益		
固定資産売却益	※3 9	※3 3
負ののれん発生益	—	3,144
厚生年金基金代行返上益	6,656	—
特別利益合計	6,666	3,147
特別損失		
固定資産売却損	※4 1	—
固定資産除却費	※5 7	※5 59
投資有価証券売却損	—	8
事務所移転費用	40	11
減損損失	※6 18	※6 72
特別損失合計	68	152
税金等調整前当期純利益	8,598	3,663
法人税、住民税及び事業税	627	622
法人税等調整額	2,149	△494
法人税等合計	2,776	128
当期純利益	5,821	3,535
非支配株主に帰属する当期純利益	62	—
親会社株主に帰属する当期純利益	5,759	3,535

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	5,821	3,535
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△0
退職給付に係る調整額	4,097	778
持分法適用会社に対する持分相当額	2	—
その他の包括利益合計	※1 4,099	※1 777
包括利益	9,921	4,313
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,858	4,313
非支配株主に係る包括利益	62	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	25,085	45,085	△1	△7,191	△7,193	520	38,412
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			5,759	5,759					5,759
連結子会社株式の取得による持分の増減		—		—					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					2	4,097	4,099	62	4,161
当期変動額合計	—	—	5,759	5,759	2	4,097	4,099	62	9,920
当期末残高	10,000	10,000	30,844	50,844	0	△3,094	△3,093	582	48,333

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,000	10,000	30,844	50,844	0	△3,094	△3,093	582	48,333
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			3,535	3,535					3,535
連結子会社株式の取得による持分の増減		580		580					580
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△0	778	777	△582	195
当期変動額合計	—	580	3,535	4,115	△0	778	777	△582	4,311
当期末残高	10,000	10,580	34,379	54,960	—	△2,315	△2,315	—	52,644

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,598	3,663
減価償却費	6,172	6,777
減損損失	18	72
負ののれん発生益	—	△3,144
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3	△18
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	9	△42
賞与引当金の増減額 (△は減少)	96	37
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△5,946	551
受取利息	△1	△4
受取配当金	—	△0
支払利息	0	0
固定資産売却損益 (△は益)	△8	△3
固定資産除却費	7	59
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	8
持分法による投資損益 (△は益)	△47	△107
売上債権の増減額 (△は増加)	12,221	△9,171
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △14,562	※2 △19,482
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,024	△1,747
未払又は未収消費税等の増減額	△2,076	△563
その他	△2,077	△533
小計	7,433	△23,647
利息及び配当金の受取額	3	4
利息の支払額	△91	△72
法人税等の還付額	94	6
法人税等の支払額	△1,063	△807
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,376	△24,517
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△8,585	△5,298
固定資産の売却による収入	250	59
固定資産の除却による支出	△43	△4
投資有価証券の取得による支出	△38	△99
投資有価証券の売却による収入	—	239
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※3 2,873
定期預金の払戻による収入	—	181
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,416	△2,047
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	8,510	8,078
長期借入金の返済による支出	—	※2 △8,009
道路建設関係社債発行による収入	30,000	70,000
道路建設関係社債償還による支出	※2 △25,000	※2 △18,496
リース債務の返済による支出	△533	△616
非支配株主への配当金の支払額	△0	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,976	50,949
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,936	24,384
現金及び現金同等物の期首残高	22,983	33,920
現金及び現金同等物の期末残高	※1 33,920	※1 58,304

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社
- | | |
|----------|-----------------|
| 連結子会社の名称 | 阪神高速サービス(株) |
| | 阪神高速技術(株) |
| | 阪神高速パトロール(株) |
| | 阪神高速トール大阪(株) |
| | 阪神高速トール神戸(株) |
| | 阪神高速技研(株) |
| | 内外構造(株) |
| | 阪高プロジェクトサポート(株) |
| | (株)阪神 e テック |
| | (株)情報技術 |
| | (株)テクノ阪神 |
| | (株)ハイウェイ管制 |
| | 阪神施設調査(株) |

(株)阪神 e テックは、当社の連結子会社である阪神高速技研(株)が発行済株式の全てを取得したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、従来、持分法適用関連会社であった(株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)は、発行済株式の一部を自己株式として取得したことにより、当社グループが保有する議決権比率がそれぞれ100%となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
- | | |
|---------|-----------|
| 関連会社の名称 | 阪神施設工業(株) |
|---------|-----------|

従来、持分法適用関連会社であった(株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)は発行済株式の一部を自己株式として取得したことにより、当社グループが保有する議決権比率がそれぞれ100%となったため、当連結会計年度より持分法適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において計上していた「流動資産」の「繰延税金資産」1,098百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,864百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
投資有価証券(株式)	833百万円	214百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
道路建設関係社債	48,495百万円(額面48,500百万円)	100,000百万円(額面100,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債93,500百万円(額面)(前連結会計年度132,600百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	149,100百万円	101,500百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
道路建設関係社債	25,000百万円	18,496百万円
道路建設関係長期借入金	—	8,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
役員報酬	386百万円	606百万円
役員退職慰労引当金繰入額	28	53
給料手当	1,672	1,757
賞与	258	278
賞与引当金繰入額	219	247
退職給付費用	277	253
法定福利費	422	473
地代家賃	232	369
租税公課	550	550
諸手数料	232	305
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	29	30
貸倒引当金繰入額	—	△13

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
	438百万円	671百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
機械装置及び運搬具	2百万円	1百万円
土地	7	—
その他(工具、器具及び備品)	—	1
計	9	3

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
その他(工具、器具及び備品)	1百万円	—百万円
計	1	—

※5 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	45百万円
機械装置及び運搬具	1	2
その他(工具、器具及び備品)	0	11
ソフトウェア	0	0
計	7	59

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

用途	種類	場所	計上額(百万円)
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市西淀川区 ほか	12
	その他(工具、器具及び備品)		1
農産物・海産物直売所	機械装置及び運搬具	神戸市須磨区	1
	その他(工具、器具及び備品)		4
(合計)			18

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市港区 ほか	43
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	1
	その他（工具、器具及び備品）		23
遊休不動産	土地	和歌山県	3
（合計）			72

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

遊休不動産

（減損損失を認識するに至った経緯）

将来の使用が見込まれていない遊休不動産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の不動産鑑定評価額等に基づいて評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	一百万円	△9百万円
組替調整額	—	8
税効果調整前	—	△0
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	—	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	320	174
組替調整額	5,164	603
税効果調整前	5,484	778
税効果額	△1,386	0
退職給付に係る調整額	4,097	778
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2	—
組替調整額	0	—
持分法適用会社に対する持分相当額	2	—
その他の包括利益合計	4,099	777

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	30,650百万円	20,014百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資 (有価証券勘定)	3,500	38,500
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△230	△210
現金及び現金同等物	33,920	58,304

※2

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,562百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額20,356百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出のうち△8,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。また、道路建設関係社債償還による支出△18,496百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△19,482百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額34,748百万円が含まれております。

※3 当連結会計年度に自己株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

自己株式の取得等により新たに(株)情報技術ほか4社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	5,583百万円
固定資産	638
流動負債	△1,657
固定負債	△622
負ののれん発生益	△3,144
小計	799
支配獲得時までの持分法評価額	731
自己株式取得価額	67
現金及び現金同等物	△2,941
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入(純額)	2,873

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ネットワーク機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における構築物等及び事務用機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
1年内	144,997	141,010
1年超	6,964,659	6,741,487
合計	7,109,656	6,882,497

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
1年内	63	72
1年超	170	161
合計	233	234

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行っております。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

営業債務、道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	30,650	30,650	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	25,694	25,694	—
(3) 未収入金	3,105	3,105	—
(4) 未収還付法人税等	6	6	—
(5) 未収消費税等	1,333	1,333	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	3,500	3,500	—
資産計	64,289	64,289	—
(1) 高速道路事業営業未払金	27,114	27,114	—
(2) 未払金	4,052	4,052	—
(3) 未払法人税等	608	608	—
(4) 未払消費税等	339	339	—
(5) 道路建設関係社債	48,495	48,554	58
(6) 道路建設関係長期借入金	75,794	75,794	—
負債計	156,406	156,465	58

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	20,014	20,014	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	36,624	36,624	—
(3) 未収入金	7,079	7,079	—
(4) 未収還付法人税等	100	100	—
(5) 未収消費税等	2,026	2,026	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	38,600	38,600	0
資産計	104,445	104,445	0
(1) 高速道路事業営業未払金	28,536	28,536	—
(2) 1年以内返済予定長期借入金	59,872	59,872	—
(3) 未払金	5,791	5,791	—
(4) 未払法人税等	575	575	—
(5) 未払消費税等	514	514	—
(6) 道路建設関係社債	100,000	99,985	△15
(7) 道路建設関係長期借入金	16,000	16,000	—
負債計	211,290	211,275	△15

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前連結会計年度（平成30年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び
(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらは譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

- (6) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び

(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年以内返済予定長期借入金及び(7) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
非上場株式	899	279

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,370	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	25,694	—	—	—
未収入金	3,105	—	—	—
未収還付法人税等	6	—	—	—
未収消費税等	1,333	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1)債券				
①国債・地方債等	—	—	—	—
②その他	—	—	—	—
(2)その他	3,500	—	—	—
合計	64,010	—	—	—

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,706	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	36,624	—	—	—
未収入金	7,079	—	—	—
未収還付法人税等	100	—	—	—
未収消費税等	2,026	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1)債券				
①国債・地方債等	—	—	—	—
②その他	—	—	100	—
(2)その他	38,500	—	—	—
合計	104,036	—	100	—

4. 道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	48,500	—	—
道路建設関係長期借入金	—	75,794	—	—
合計	—	124,294	—	—

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1年以内返済予定長期借入金	59,872	—	—	—
道路建設関係社債	—	100,000	—	—
道路建設関係長期借入金	—	16,000	—	—
合計	59,872	116,000	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成31年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	100	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		100	100	0

2. その他有価証券

前連結会計年度 (平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	3,500	3,500	—
	小計	3,500	3,500	—
合計		3,500	3,500	—

当連結会計年度（平成31年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	38,500	38,500	—
	小計	38,500	38,500	—
	合計	38,500	38,500	—

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	239	—	8
(3) その他	—	—	—
合計	239	—	8

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度等を設けております。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社が加入していた建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成30年6月11日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	39,372百万円	28,274百万円
勤務費用	832	799
利息費用	99	94
数理計算上の差異の発生額	△44	△72
退職給付の支払額	△934	△901
過去勤務費用の発生額	101	—
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	△11,152	△4,345
退職給付債務の期末残高	28,274	23,848

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	9,883百万円	10,270百万円
期待運用収益	87	114
数理計算上の差異の発生額	276	101
事業主からの拠出額	485	487
退職給付の支払額	△462	△396
厚生年金基金の代行部分返上に伴う減少額	—	△4,429
年金資産の期末残高	10,270	6,149

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,054百万円	1,108百万円
退職給付費用	255	350
退職給付の支払額	△93	△136
制度への拠出額	△107	△135
新規連結による増加額	—	476
退職給付に係る負債の期末残高	1,108	1,663

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	16,982百万円	13,560百万円
年金資産	△10,543	△6,845
	6,439	6,715
非積立型制度の退職給付債務	12,673	12,648
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,113	19,363
退職給付に係る負債	19,113	19,363
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,113	19,363

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	741百万円	799百万円
利息費用	99	94
期待運用収益	△87	△114
数理計算上の差異の費用処理額	667	603
過去勤務費用の費用処理額	101	—
その他	—	83
簡便法で計算した退職給付費用	255	350
確定給付制度に係る退職給付費用	1,778	1,816

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
数理計算上の差異	5,484百万円	778百万円
合計	5,484	778

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
未認識数理計算上の差異	3,092百万円	2,314百万円
合計	3,092	2,314

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
現金及び預金	47.5%	5.9%
債券	24.3	48.3
株式	17.1	30.8
その他	11.1	15.0
合計	100.0	100.0

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
割引率	主に0.4%	主に0.4%
長期期待運用収益率	主に2.0%	主に2.0%
予想昇給率	主に2.0%	主に2.2%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）7百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	496百万円	546百万円
退職給付に係る負債	5,902	5,291
E T Cマイレージサービス引当金	9	9
未払事業税	108	101
減損損失	532	560
税務上の繰越欠損金(注) 1	1,092	1,051
その他	876	1,215
繰延税金資産小計	9,018	8,776
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	—	△750
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△5,604
評価性引当額小計	△7,090	△6,354
繰延税金資産合計	1,927	2,421
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△63	△61
その他	—	△1
繰延税金負債合計	△63	△62
繰延税金資産の純額	1,864	2,359

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	0	102	177	96	159	514	1,051
評価性引当額	—	△18	△143	△61	△122	△404	△750
繰延税金資産	0	84	34	34	36	109	(※2) 301

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金が生じた連結会計年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間に一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれた部分について計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.81%	30.58%
交際費等永久差異	0.23	0.59
住民税均等割	0.30	0.64
評価性引当額	0.21	△1.99
法人税特別控除等	△0.33	△1.28
持分法適用投資損益	△0.17	△0.90
負ののれん発生益	-	△26.24
その他	1.25	2.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.30	3.50

(企業結合等関係)

(株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)による自己株式の取得

当社の持分法適用関連会社である(株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)は、発行済株式の一部を自己株式として平成30年6月27日付で取得しております。

これに伴い、当社グループが保有する議決権比率がそれぞれ100%となったため、これらの持分法適用関連会社は当社の連結子会社となりました。

また、(株)テクノ阪神の連結子会社化に伴い、当社の連結子会社である内外構造(株)に対して当社グループが保有する議決権比率が増加しました。

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

(ア) (株)情報技術	高速道路のシステムに係る運用管理業務
(イ) (株)テクノ阪神	高速道路の機械設備に係る保全点検・維持修繕業務
(ウ) (株)ハイウェイ管制	高速道路の電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務
(エ) 阪神施設調査(株)	建物に係る保全点検・維持修繕業務

②企業結合を行った主な理由

高速道路の保全点検・維持修繕等業務の一層の品質管理体制を確保し、当社グループの企業価値の向上を図るため

③企業結合日

平成30年6月27日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする自己株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

(ア) (株)情報技術		
企業結合日直前に所有していた議決権比率	18.0%	
企業結合日に追加取得した議決権比率	82.0%	
取得後の議決権比率	100.0%	
(イ) (株)テクノ阪神		
企業結合日直前に所有していた議決権比率	15.0%	
企業結合日に追加取得した議決権比率	85.0%	
取得後の議決権比率	100.0%	
(ウ) (株)ハイウェイ管制		
企業結合日直前に所有していた議決権比率	20.0%	
企業結合日に追加取得した議決権比率	80.0%	
取得後の議決権比率	100.0%	
(エ) 阪神施設調査(株)		
企業結合日直前に所有していた議決権比率	20.8%	
企業結合日に追加取得した議決権比率	79.2%	
取得後の議決権比率	100.0%	

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

自己株式の取得により、当社グループの持分比率が高まったため

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

① ㈱情報技術

取得の対価	企業結合日直前に保有していた㈱情報技術の企業結合日の時価	111百万円
	企業結合日に交付した現金	7
取得原価		118

② ㈱テクノ阪神

取得の対価	企業結合日直前に保有していた㈱テクノ阪神の企業結合日の時価	243百万円
	企業結合日に交付した現金	14
取得原価		257

③ ㈱ハイウエイ管制

取得の対価	企業結合日直前に保有していた㈱ハイウエイ管制の企業結合日の時価	213百万円
	企業結合日に交付した現金	32
取得原価		245

④ 阪神施設調査㈱

取得の対価	企業結合日直前に保有していた阪神施設調査㈱の企業結合日の時価	163百万円
	企業結合日に交付した現金	14
取得原価		177

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額

- (ア) ㈱情報技術
487百万円
- (イ) ㈱テクノ阪神
1,049百万円
- (ウ) ㈱ハイウエイ管制
1,002百万円
- (エ) 阪神施設調査㈱
604百万円

② 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額が自己株式の取得原価を上回ったため

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

	㈱情報技術	㈱テクノ阪神	㈱ハイウエイ管制	阪神施設調査㈱
① 資産の額				
流動資産	923百万円	2,076百万円	1,407百万円	1,122百万円
固定資産	45	166	364	36
資産合計	968	2,242	1,771	1,158
② 負債の額				
流動負債	212百万円	780百万円	314百万円	299百万円
固定負債	149	154	209	78
負債合計	362	934	523	377

2. 共通支配下の取引

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

内外構造(株) 構造物に係る保全点検業務

②企業結合日

平成30年6月27日

③企業結合の法的形式

現金を対価とする自己株式の取得

④結合後企業の名称

内外構造(株)

⑤その他取引の概要に関する事項

(株)テクノ阪神の自己株式取得により、内外構造(株)に対する当社グループの持分比率が増加したため

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及びその内訳

(株)テクノ阪神の自己株式取得により、内外構造(株)に対する当社グループの持分比率が増加したものであるため、取得対価はありません。

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

(株)テクノ阪神の自己株式取得により、内外構造(株)に対する当社グループの持分が増加したため

②非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

580百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	207,146	1,753	208,900	5,373	214,273	—	214,273
セグメント間の内部 売上高又は振替高	117	—	117	28	145	△145	—
計	207,263	1,753	209,017	5,402	214,419	△145	214,273
セグメント利益	856	49	905	816	1,722	—	1,722
セグメント資産	176,348	3,886	180,235	8,440	188,675	44,113	232,789
その他の項目							
減価償却費	4,865	—	4,865	374	5,240	932	6,172
持分法適用会社へ の投資額	824	—	824	—	824	—	824
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	6,938	—	6,938	730	7,669	1,447	9,116

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△145百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額44,113百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額932百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,447百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	223,103	1,924	225,027	5,620	230,647	—	230,647
セグメント間の内部 売上高又は振替高	156	—	156	58	214	△214	—
計	223,259	1,924	225,183	5,678	230,862	△214	230,647
セグメント利益又は 損失（△）	△1,243	△30	△1,273	843	△430	—	△430
セグメント資産	205,862	4,573	210,435	8,697	219,133	75,682	294,816
その他の項目							
減価償却費	5,373	—	5,373	373	5,746	1,030	6,777
持分法適用会社へ の投資額	204	—	204	—	204	—	204
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	5,446	—	5,446	808	6,254	2,580	8,835

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△214百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額75,682百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額1,030百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,580百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	186,128	20,356	7,787	214,273

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	20,356	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	187,725	34,748	8,173	230,647

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	34,748	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	18	－	18

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	－	－	68	3	72

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

高速道路事業において、主として(株)情報技術、(株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制及び阪神施設調査(株)が自己株式を取得し、新たに連結子会社となったことにより、負ののれん発生益3,144百万円を計上しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の 計算において所有 している会社等	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機 構	横浜市 西区	5,637,664	高速道路 に係る道路 資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 との関係	道路資産賃借料 の支払 (※1)	141,923	高速道路 事業営業 未払金	14,480
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	20,356	高速道路 事業営業 未収入金	8,141
							道路建設関係債 務の引渡 (※2)	25,000	高速道路 事業営業 未収入金	1
						借入金の 連帯債務	債務保証 (※2、3)	164,100	—	—
資金の 借入	道路建設関係借 入金の借入 (※4)	3,510	道路建設 関係長期 借入金	56,794						

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の 計算において所有 している会社等	独立行政法人 日本高速 道路保有・ 債務返済機 構	横浜市 西区	5,629,259	高速道路 に係る道路 資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産 との関係	道路資産賃借料 の支払 (※1)	145,259	高速道路 事業営業 未払金	13,333
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路資産の 引渡	34,748	高速道路 事業営業 未収入金	19,174
							道路建設関係債 務の引渡 (※2)	26,496	高速道路 事業営業 未収入金	0
						借入金 の連帯債務	債務保証 (※2、3)	116,500	—	—
						資金の 借入	道路建設関係借 入金の借入 (※4)	3,078	1年以内 返済予定 長期借入 金	59,872

(注) ※1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

5. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、1年以内返済予定長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,387.55円	2,632.25円
1株当たり当期純利益	287.95円	176.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,759	3,535
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,759	3,535
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	政府保証 阪神高速道路株式会社 債券 第5回	平成22年 3月18日	3,495	—	1.300	有	令和2年 3月18日
阪神高速道路(株)	第16回普通社債	平成29年 2月27日	15,000	—	0.010	有	令和2年 3月19日
阪神高速道路(株)	第17回普通社債	平成29年 10月12日	20,000	20,000	0.030	有	令和2年 12月18日
阪神高速道路(株)	第18回普通社債	平成30年 2月27日	10,000	10,000	0.020	有	令和3年 3月19日
阪神高速道路(株)	第19回普通社債	平成30年 10月12日	—	40,000	0.020	有	令和3年 12月20日
阪神高速道路(株)	第20回普通社債	平成31年 2月26日	—	30,000	0.001	有	令和3年 2月26日
合計	—	—	48,495	100,000	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した道路建設関係社債の金額の合計額は18,496百万円であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	60,000	40,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	59,872	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	532	619	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	75,794	16,000	0.287	令和2年～令和4年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,508	3,321	—	令和2年～令和17年
合計	79,835	79,814	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 1年以内に返済予定の長期借入金59,872百万円は道路建設関係長期借入金であり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）16,000百万円は道路建設関係長期借入金であります。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は8,000百万円であります。
5. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
6. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,000	10,000	—	—
リース債務	549	519	470	328
合計	6,549	10,519	470	328

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,519	15,345
高速道路事業営業未収入金	25,690	36,620
未収入金	2,706	6,644
未収還付法人税等	—	79
未収消費税等	974	2,017
有価証券	3,500	38,500
仕掛道路資産	116,172	135,683
貯蔵品	209	177
受託業務前払金	1,953	2,219
前払費用	76	71
その他	538	869
貸倒引当金	△11	△8
流動資産合計	180,329	238,221
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,769	1,856
減価償却累計額	△572	△610
建物（純額）	1,197	1,246
構築物	18,423	17,882
減価償却累計額	△8,668	△8,919
構築物（純額）	9,755	8,962
機械及び装置	49,589	52,160
減価償却累計額	△31,714	△34,270
機械及び装置（純額）	17,875	17,890
車両運搬具	487	241
減価償却累計額	△397	△175
車両運搬具（純額）	89	65
工具、器具及び備品	310	296
減価償却累計額	△235	△232
工具、器具及び備品（純額）	74	63
建設仮勘定	1,331	1,679
有形固定資産合計	30,324	29,909
無形固定資産		
ソフトウェア	955	1,070
その他	1	1
無形固定資産合計	956	1,072
高速道路事業固定資産合計	31,280	30,981

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,397	1,411
減価償却累計額	△266	△308
建物(純額)	1,130	1,103
構築物	108	108
減価償却累計額	△30	△35
構築物(純額)	78	72
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	—	—
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	—	0
減価償却累計額	—	△0
車両運搬具(純額)	—	0
工具、器具及び備品	90	90
減価償却累計額	△66	△81
工具、器具及び備品(純額)	23	9
土地	1,838	1,838
リース資産	62	62
減価償却累計額	△36	△49
リース資産(純額)	25	12
建設仮勘定	0	7
有形固定資産合計	3,097	3,044
無形固定資産		
ソフトウェア	0	—
無形固定資産合計	0	—
関連事業固定資産合計	3,097	3,044
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,682	4,911
減価償却累計額	△2,053	△1,968
建物(純額)	2,628	2,942
構築物	67	74
減価償却累計額	△35	△39
構築物(純額)	31	34
機械及び装置	—	0
減価償却累計額	—	△0
機械及び装置(純額)	—	0
工具、器具及び備品	617	707
減価償却累計額	△457	△411
工具、器具及び備品(純額)	159	296
土地	1,116	1,116
リース資産	91	226
減価償却累計額	△42	△69
リース資産(純額)	49	157
建設仮勘定	384	54
有形固定資産合計	4,369	4,601
無形固定資産		
ソフトウェア	525	1,298
その他	0	0
無形固定資産合計	525	1,298
各事業共用固定資産合計	4,895	5,901

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	311	311
有形固定資産合計	311	311
その他の固定資産合計	311	311
投資その他の資産		
投資有価証券	65	65
関係会社株式	383	383
長期前払費用	699	531
繰延税金資産	396	398
その他	140	393
貸倒引当金	△22	△21
投資その他の資産合計	1,662	1,750
固定資産合計	41,247	41,989
資産合計	※1 221,576	※1 280,210
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	22,308	23,781
1年以内返済予定長期借入金	—	59,872
未払金	2,474	4,327
リース債務	31	57
未払費用	372	326
未払法人税等	370	232
未払消費税等	141	48
受託業務前受金	1,036	1,145
前受金	14	8
預り金	※3 12,829	※3 15,346
賞与引当金	733	747
その他	660	1,566
流動負債合計	40,971	107,461
固定負債		
道路建設関係社債	※1 48,495	※1 100,000
道路建設関係長期借入金	75,794	16,000
リース債務	43	112
受入保証金	53	1,364
退職給付引当金	14,569	15,072
役員退職慰労引当金	26	29
ETCマイレージサービス引当金	32	32
固定負債合計	139,015	132,611
負債合計	179,987	240,072
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	143	138
高速道路事業別途積立金	11,801	12,181
安全対策・サービス高度化積立金	—	6,309
繰越利益剰余金	9,643	1,509
利益剰余金合計	21,588	20,138
株主資本合計	41,588	40,138
純資産合計	41,588	40,138
負債・純資産合計	221,576	280,210

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	186,128	187,725
道路資産完成高	20,356	34,748
受託業務収入	1	0
その他の売上高	23	25
営業収益合計	206,510	222,500
営業費用		
道路資産賃借料	141,923	145,259
道路資産完成原価	20,356	35,063
管理費用	44,175	44,861
受託業務費用	1	0
営業費用合計	206,457	225,184
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	53	△2,684
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	1,753	1,924
駐車場事業収入	536	550
休憩所等事業収入	68	66
その他営業事業収入	1,538	1,592
営業収益合計	3,896	4,133
営業費用		
受託業務費用	1,703	1,954
駐車場事業費	229	237
休憩所等事業費	79	74
その他営業事業費	1,602	1,615
営業費用合計	3,614	3,881
関連事業営業利益	281	251
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	334	△2,432
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	0	1
受取配当金	※1 328	※1 199
土地物件貸付料	81	40
原因者負担収入	15	12
工事負担金等受入額	66	764
雑収入	17	63
営業外収益合計	510	1,082

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※1 7	※1 7
雑損失	6	2
営業外費用合計	13	10
経常利益又は経常損失 (△)	831	△1,360
特別利益		
固定資産売却益	※2 102	※2 0
厚生年金基金代行返上益	6,656	—
特別利益合計	6,758	0
特別損失		
固定資産除却費	※3 0	※3 33
減損損失	13	43
特別損失合計	13	77
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	7,576	△1,437
法人税、住民税及び事業税	176	15
法人税等調整額	2,052	△2
法人税等合計	2,229	12
当期純利益又は当期純損失 (△)	5,347	△1,450

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)		当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		141,923		145,259
2. 道路資産完成原価		20,356		35,063
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	17,540		18,398	
(2) 管理業務費	23,344		23,037	
(3) 一般管理費	3,290		3,425	
計		44,175		44,861
4. 受託業務費用				
(1) 管理業務費	0		0	
(2) 一般管理費	0		0	
計		1		0
高速道路事業営業費用合計			206,457	225,184
II 関連事業営業費用				
1. 受託業務費用				
(1) 受託事業費	1,615		1,864	
(2) 一般管理費	88		90	
計		1,703		1,954
2. 駐車場事業費				
(1) 管理業務費	226		233	
(2) 一般管理費	2		3	
計		229		237
3. 休憩所等事業費				
(1) 管理業務費	77		70	
(2) 一般管理費	1		3	
計		79		74
4. その他営業事業費				
(1) 管理業務費	1,449		1,474	
(2) 一般管理費	152		141	
計		1,602		1,615
関連事業営業費用合計			3,614	3,881
全事業営業費用合計			210,072	229,066

(2) 科目明細書

① 高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業費用					
1. 道路資産賃借料				141,923	145,259
2. 道路資産完成原価 建設費					
労務費		851		1,687	
外注費		16,894		28,008	
経費		235		378	
金利等		4		10	
一般管理費人件費		419		858	
一般管理費経費		250	18,656	555	31,499
除却工事費用その他					
労務費		84		169	
外注費		1,525		3,211	
経費		24		36	
金利等		0		1	
一般管理費人件費		42		89	
一般管理費経費		22	1,700	56	3,563
3. 管理費用				20,356	35,063
(1) 維持修繕費					
人件費		543		474	
経費		16,996	17,540	17,924	18,398
(2) 管理業務費					
人件費		2,208		2,209	
経費		21,136	23,344	20,828	23,037
(3) 一般管理費					
人件費		1,489		1,426	
経費		1,801	3,290	1,998	3,425
4. 受託業務費用				44,175	44,861
				1	0

		前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
II 営業外費用					
1. 支払利息		6		7	
2. 雑損失		1	8	0	8
III 特別損失					
1. 固定資産除却費		0	0	33	33
高速道路事業営業費用等合計			206,466		225,226
IV 法人税、住民税及び事業税		160		—	
V 法人税等調整額		1,945	2,105	—	—
高速道路事業総費用合計			208,571		225,226

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※2	50	3.0	91	4.2
II 経費		1,625	97.0	2,058	95.8
当期総製造費用		1,676	100.0	2,149	100.0
期首受託業務前払金		513		574	
合計		2,189		2,723	
期末受託業務前払金		574		859	
受託事業費		1,615		1,864	

(注) 1 期首受託業務前払金及び期末受託業務前払金の金額には消費税等は含まれておりません。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注費	1,604	2,030

3 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 駐車場事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	3	1.6	5	2.2
II 経費		222	98.4	228	97.8
駐車場事業管理業務費		226	100.0	233	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
租税公課	222	228

④ 休憩所等事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	1	2.2	2	3.2
II 経費		76	97.8	68	96.8
休憩所等事業管理業務費		77	100.0	70	100.0

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
修繕費	31	23
業務委託費	19	19

⑤ その他営業事業管理業務費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※ 1	205	14.2	179	12.2
II 経費		1,244	85.8	1,294	87.8
その他営業事業管理業務費		1,449	100.0	1,474	100.0

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	1,061	1,107
減価償却費	74	74
水道光熱費	57	57

⑥ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）は3,537百万円、当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）は3,664百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
給料手当	803	770
租税公課	516	506
調査費	530	325
修繕費	211	270
地代家賃	118	198
退職給付費用	235	196
減価償却費	84	130
賞与	136	124
賞与引当金繰入額	113	114
役員退職慰労引当金繰入額	3	4

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
			その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	148	11,823	—	4,269	16,241	36,241	36,241
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△4			4	—	—	—
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加			0			△0	—	—	—
別途積立金の積立				—	—	—	—	—	—
別途積立金の取崩				△21	—	21	—	—	—
当期純利益						5,347	5,347	5,347	5,347
当期変動額合計	—	—	△4	△21	—	5,373	5,347	5,347	5,347
当期末残高	10,000	10,000	143	11,801	—	9,643	21,588	41,588	41,588

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計		
			その他利益剰余金						
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	143	11,801	—	9,643	21,588	41,588	41,588
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△4			4	—	—	—
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加			—			—	—	—	—
別途積立金の積立				380	6,309	△6,689	—	—	—
別途積立金の取崩				—	—	—	—	—	—
当期純損失（△）						△1,450	△1,450	△1,450	△1,450
当期変動額合計	—	—	△4	380	6,309	△8,134	△1,450	△1,450	△1,450
当期末残高	10,000	10,000	138	12,181	6,309	1,509	20,138	40,138	40,138

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」（令和元年5月22日国土交通省令第6号）により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、当事業年度の期首から繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において計上していた「流動資産」の「繰延税金資産」403百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」6百万円と相殺したうえで「投資その他の資産」の「繰延税金資産」396百万円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追記しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「寄付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「寄付金」に表示していた2百万円は、「営業外費用」の「雑損失」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
道路建設関係社債	48,495百万円 (額面48,500百万円)	100,000百万円 (額面100,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債93,500百万円(額面)(前事業年度132,600百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	149,100百万円	101,500百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
道路建設関係社債	25,000百万円	18,496百万円
道路建設関係長期借入金	—	8,000

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
流動負債		
預り金	12,774百万円	15,291百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
受取配当金	328百万円	199百万円
支払利息	7	7

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
土地	102百万円	一百万円
車両運搬具	—	0
計	102	0

※3 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	0百万円	24百万円
構築物	—	0
車両運搬具	0	—
工具、器具及び備品	0	8
ソフトウェア	0	0
計	0	33

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	224百万円	228百万円
退職給付引当金	4,455	4,609
E T Cマイレージサービス引当金	9	9
未払事業税	87	67
減損損失	415	441
税務上の繰越欠損金	325	415
その他	381	624
繰延税金資産小計	5,899	6,397
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△415
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△5,486
評価性引当額小計	△5,404	△5,902
繰延税金資産合計	494	495
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△63	△61
その他	△35	△35
繰延税金負債合計	△98	△96
繰延税金資産の純額	396	398

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.81%	—
(調整)		
交際費等永久差異	0.02	—
住民税均等割	0.24	—
評価性引当額	△0.68	—
法人税特別控除等	△0.21	—
受取配当金益金不算入	△1.34	—
その他	0.58	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.42	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,079.44円	2,006.93円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	267.36円	△72.51円

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	5,347	△1,450
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	5,347	△1,450
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		日本高速道路インター ナショナル(株)	76,907	65
		計	76,907	65

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		譲渡性預金	5	38,500
		計	5	38,500

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,769	129	42	1,856	610	71	1,246
		構築物	18,423	126	666	17,882	8,919	627	8,962
		機械及び装置	49,589	※1 4,282	※2 1,711	52,160	34,270	4,083	17,890
		車両運搬具	487	19	264	241	175	26	65
		工具、器具及び備品	310	21	35	296	232	28	63
		建設仮勘定	1,331	※1 6,211	※2 5,863	1,679	—	—	1,679
		計	71,912	10,790	8,584	74,118	44,209	4,837	29,909
	無固定資産	ソフトウェア	2,325	424	34	2,715	1,644	307	1,070
		その他	1	—	—	1	—	—	1
		計	2,327	424	34	2,717	1,644	307	1,072
合計	74,239	11,214	8,619	76,835	45,853	5,145	30,981		
関連事業	有形固定資産	建物	1,397	57	42 (42)	1,411	308	42	1,103
		構築物	108	1	1 (1)	108	35	5	72
		機械及び装置	0	—	—	0	—	—	0
		車両運搬具	—	0	—	0	0	0	0
		工具、器具及び備品	90	—	—	90	81	14	9
		土地	1,838	—	—	1,838	—	—	1,838
		リース資産	62	—	—	62	49	12	12
		建設仮勘定	0	66	58	7	—	—	7
	計	3,497	124	102 (43)	3,519	474	75	3,044	
	無固定資産	ソフトウェア	2	—	2	—	—	0	—
計		2	—	2	—	—	0	—	
合計	3,499	124	104 (43)	3,519	474	75	3,044		
各事業共用	有形固定資産	建物	4,682	569	340	4,911	1,968	201	2,942
		構築物	67	8	1	74	39	5	34
		機械及び装置	—	0	—	0	0	0	0
		工具、器具及び備品	617	181	91	707	411	33	296
		土地	1,116	—	—	1,116	—	—	1,116
		リース資産	91	134	—	226	69	26	157
		建設仮勘定	384	1,594	1,924	54	—	—	54
		計	6,959	2,489	2,357	7,090	2,489	266 [261]	4,601 [4,176]
	無固定資産	ソフトウェア	6,156	1,076	60	7,171	5,872	248	1,298
		その他	0	—	—	0	—	—	0
計		6,156	1,076	60	7,172 [7,172]	5,872	248	1,299	
合計	13,115	3,565	2,418	14,262	8,361	514	5,901		

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
その他の固定資産	有固定資産	土地	311	—	—	311	—	—	311
		計	311	—	—	311	—	[—]	311 [282]
	合計		311	—	—	311	—	—	311
投資その他の資産	長期前払費用		699	16	35	680	148	148	531
	合計		699	16	35	680	148	148	531

(注) ※ 1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 料金自動収受装置設置工事 4,234百万円

高速道路事業建設仮勘定 料金自動収受装置設置工事 (27-大管・神管) 1,084百万円

※ 2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 料金収受機械設備の除却 1,658百万円

高速道路事業建設仮勘定 料金自動収受装置設置工事 (27-大管・神管) 1,424百万円

3. 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. []内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は、当期償却額は勤務時間比、当期末残高及び差引当期末残高は固定資産金額比によっております。

5. 各事業共用固定資産の主なもの管理事務所及び宿舎であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	33	30	4	29	30
賞与引当金	733	747	733	—	747
役員退職慰労引当金	26	8	5	—	29
E T Cマイレージサービス引当金	32	46	30	15	32

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額 (その他) は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. E T Cマイレージサービス引当金の当期減少額 (その他) は、マイレージポイントの失効による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市北区中之島三丁目2番4号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市北区中之島三丁目2番4号 阪神高速道路株式会社 総務人事部
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月25日近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度（第14期中）（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）平成30年12月21日近畿財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成30年7月27日近畿財務局長に提出

(4) 訂正発行登録書（普通社債）

平成30年7月27日近畿財務局長に提出

平成30年8月6日近畿財務局長に提出

(5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成30年10月5日近畿財務局長に提出

平成31年2月8日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第13回ないし第20回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第13回ないし第16回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ② 経営成績の分析 (イ) 経営成績に重要な影響を与える要因 b 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(令和元年6月25日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成27年10月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成28年2月25日	35,000	非上場
阪神高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成28年10月13日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成29年2月27日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年10月12日	20,000	非上場
阪神高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年2月27日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年10月12日	40,000	非上場
阪神高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成31年2月26日	30,000	非上場

(注1) 平成28年9月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注2) 平成29年3月31日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注3) 平成30年3月30日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

(注4) 平成31年3月29日付で機構により重畳的に債務引き受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成31年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成31年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の内任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和4年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理 事・・・令和元年9月30日まで（2年）
監 事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度
についての財務諸表承認日まで）

- ⑤ 資本金及び資本構成

平成30年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,637,664百万円
政府出資金	4,101,908百万円
地方公共団体出資金	1,535,756百万円
II 資本剰余金	841,603百万円
資本剰余金	228百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△54百万円
損益外減価償却累計額	△7,441百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,769,409百万円
純資産合計	12,248,677百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかるとの関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月19日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。